# ○佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の要綱を準用する要綱

平成26年10月１日告示第４号

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）に佐久市の要綱を準用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（佐久市の要綱の準用）

**第２条**　この組合に、佐久市の次に掲げる要綱を準用する。

（１）　佐久市建設工事施工管理要綱（平成17年佐久市告示第104号）

（２）　佐久市建設工事に係る委託業務管理要綱（平成17年佐久市告示第105号）

（３）　佐久市建設工事発注予定情報公表要綱（平成17年佐久市告示第110号）

（４）　佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱（平成17年告示第111号）

（５）　佐久市物品の購入、製造、委託等の業務に係る入札・契約情報公表要綱（平成19年佐久市告示第35号）

（６）　佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）

（７）　佐久市総合評価落札方式実施要綱（平成20年告示第121号）

（８）　佐久市建設工事等に係る請負契約等代金債権の譲渡に関する事務取扱要綱（平成22年告示第13号）

（９）　佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年告示第８号）

（10）　佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）

（その他）

**第３条**　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附　則**

この要綱は、告示の日から施行する。